

報 道 発 表

栃木県内地域金融機関における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（法施行日から平成 2 3 年 9 月末までの実績）

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法。以下「法」という。）」に基づき、法の対象となる金融機関は、法第 4 条から第 6 条までの規定に基づいてとった措置を行政庁に報告することとされております。

今般、栃木県内地域金融機関における法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 23 年 9 月末までの貸付条件の変更等の状況を別添のとおり集計いたしましたので、その結果を公表いたします。

（概要）

- 中小企業者向けの貸付条件の変更等の申込み件数・金額は 43,616 件・9,617 億円。そのうち条件変更等を実行したものは 40,160 件・9,012 億円となっており、審査中・取下げの案件を除いた実行件数の割合は 96.7%。
- 住宅ローン向けの貸付条件の変更等の申込み件数・金額は 3,635 件・507 億円。そのうち条件変更等を実行したものは 2,531 件・349 億円となっており、審査中・取下げの案件を除いた実行件数の割合は 87.5%。

対象金融機関数（栃木県内に本店を有する地域金融機関）

1 0 金融機関（平成 2 3 年 9 月末現在）

地域銀行	2	行
信用金庫	6	金庫
信用組合	2	組合

【お問い合わせ先】

関東財務局宇都宮財務事務所

理財課 鈴木・高杉

電話 028-633-6221

栃木県内地域金融機関における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
(法施行日から平成23年9月末までの実績)

1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が96.7%、実行率②が92.1%となっています。

上段は件数、下段()内は金額(単位: 億円)

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率①※2 (B)/[(B)+(C)]	実行率②※3 (B)/(A)
地域銀行(2) ※1	34,930 (8,475)	32,212 (7,945)	1,102 (217)	802 (188)	814 (123)	96.7%	92.2%
信用金庫(6)	7,102 (958)	6,468 (895)	227 (27)	136 (11)	271 (24)	96.6%	91.1%
信用組合(2)	1,584 (182)	1,480 (170)	37 (4)	22 (2)	45 (4)	97.6%	93.4%
合計(10)	43,616 (9,617)	40,160 (9,012)	1,366 (249)	960 (202)	1,130 (152)	96.7%	92.1%

※1 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行をいう。以下同じ。

※2 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

※3 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

※4 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計額と一致しない場合がある。以下同じ。

※5 左端の欄中の()内は23年9月末時点の金融機関数。以下同じ。

※6 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

栃木県内地域金融機関における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
 (法施行日から平成23年9月末までの実績)

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が87.5%、実行率②が69.6%となっています。

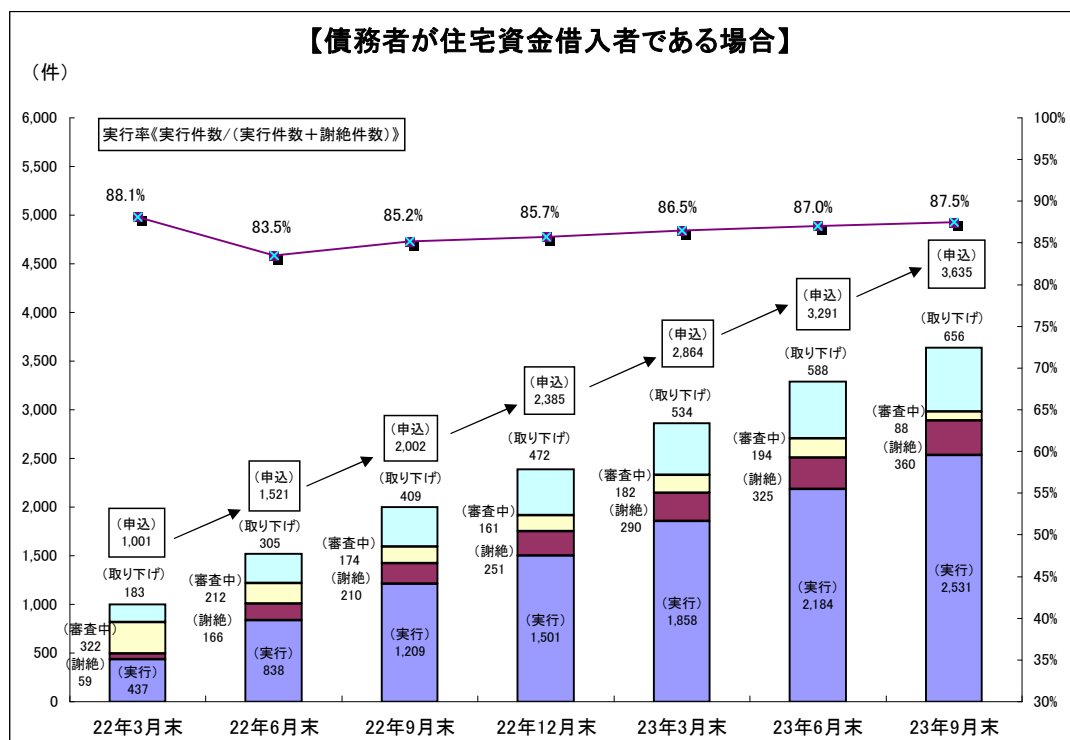
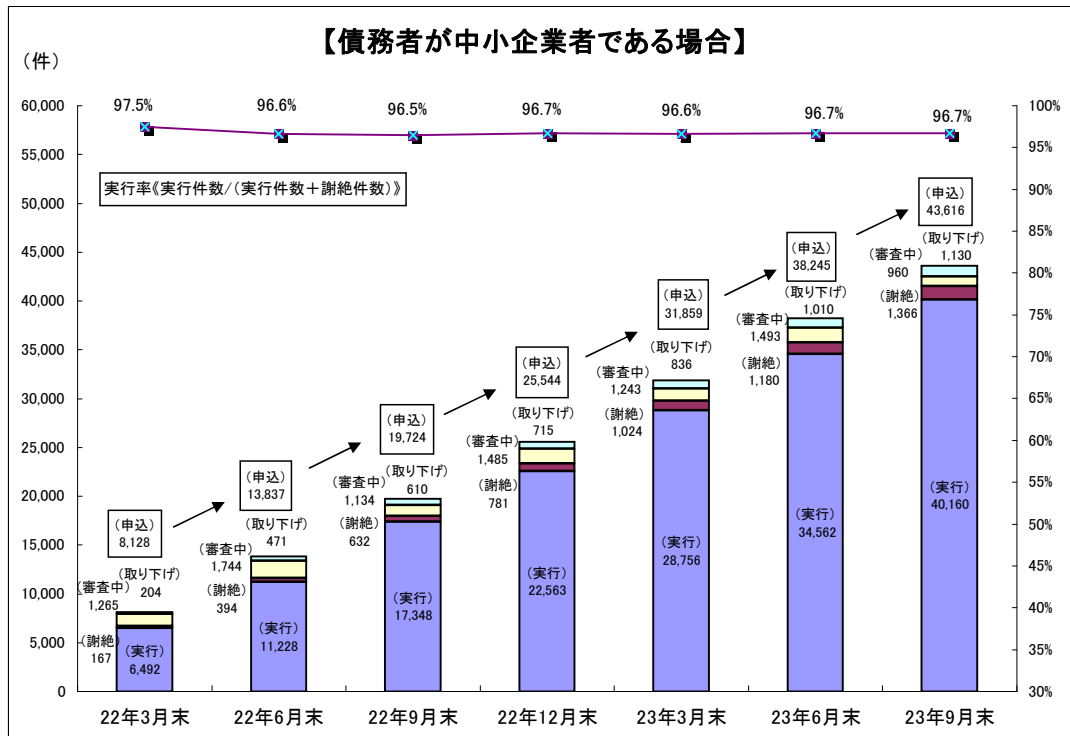
上段は件数、下段()内は金額(単位:億円)

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
地域銀行(2)	3,153 (453)	2,137 (306)	330 (45)	80 (12)	606 (88)	86.6%	67.8%
信用金庫(6)	420 (47)	343 (38)	26 (3)	6 (0)	45 (4)	93.0%	81.7%
信用組合(2)	62 (6)	51 (5)	4 (0)	2 (0)	5 (0)	92.7%	82.3%
合計(10)	3,635 (507)	2,531 (349)	360 (49)	88 (13)	656 (94)	87.5%	69.6%

3. 栃木県内地域金融機関における円滑化法の施行状況

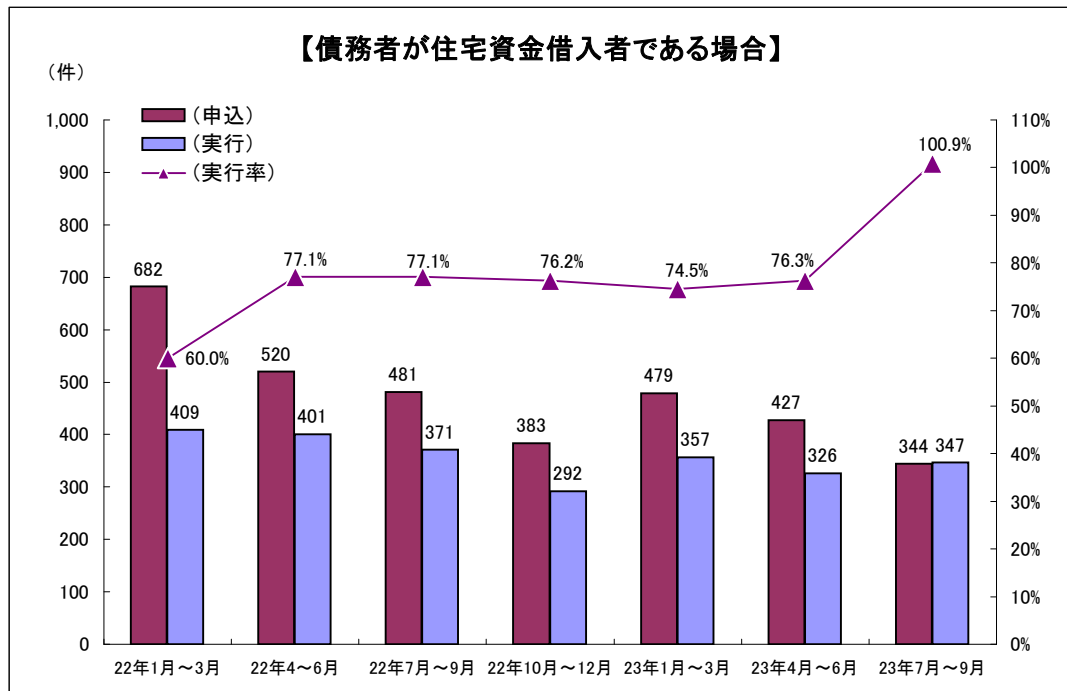
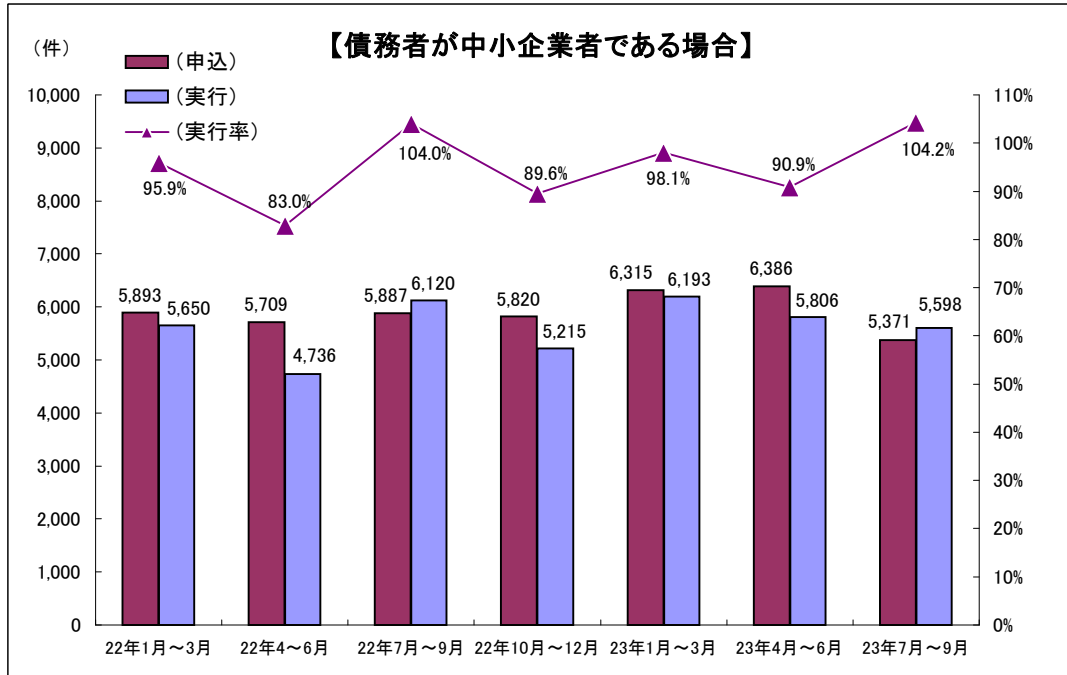
(1) 各期末までの申込件数(累計)及びその処理の状況等

各期末までの申込み件数(累計)及びその処理状況の推移は、下の棒グラフのとおりです。また、審査中・取り下げを除いた実行率(実行件数/[実行件数+謝絶件数])の推移は、下の折れ線グラフのとおりです。



(2)各期間における貸付条件変更等の申込件数等の推移

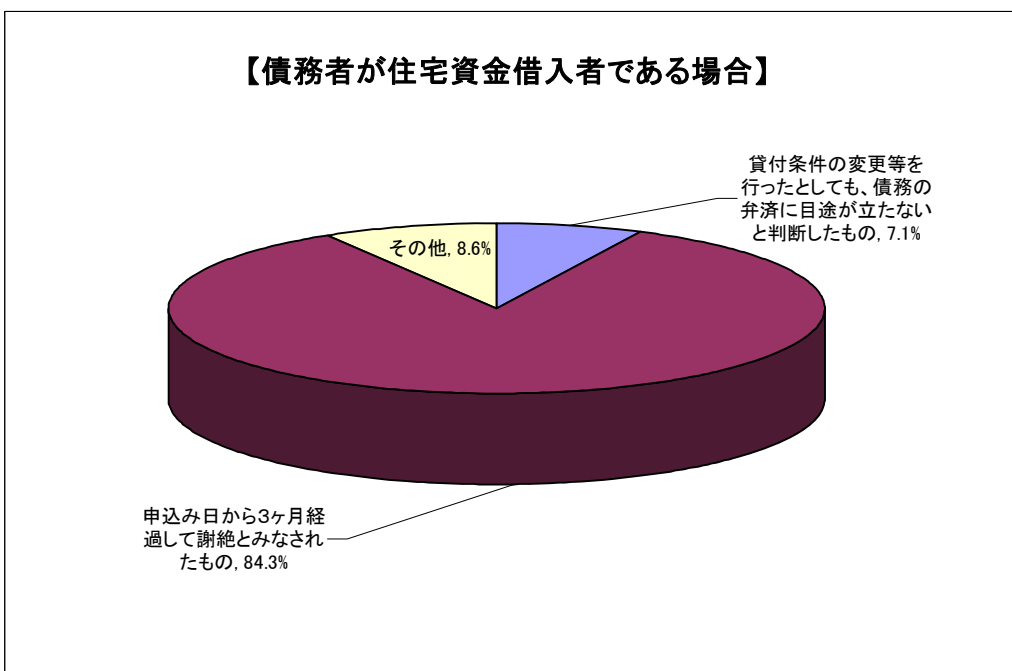
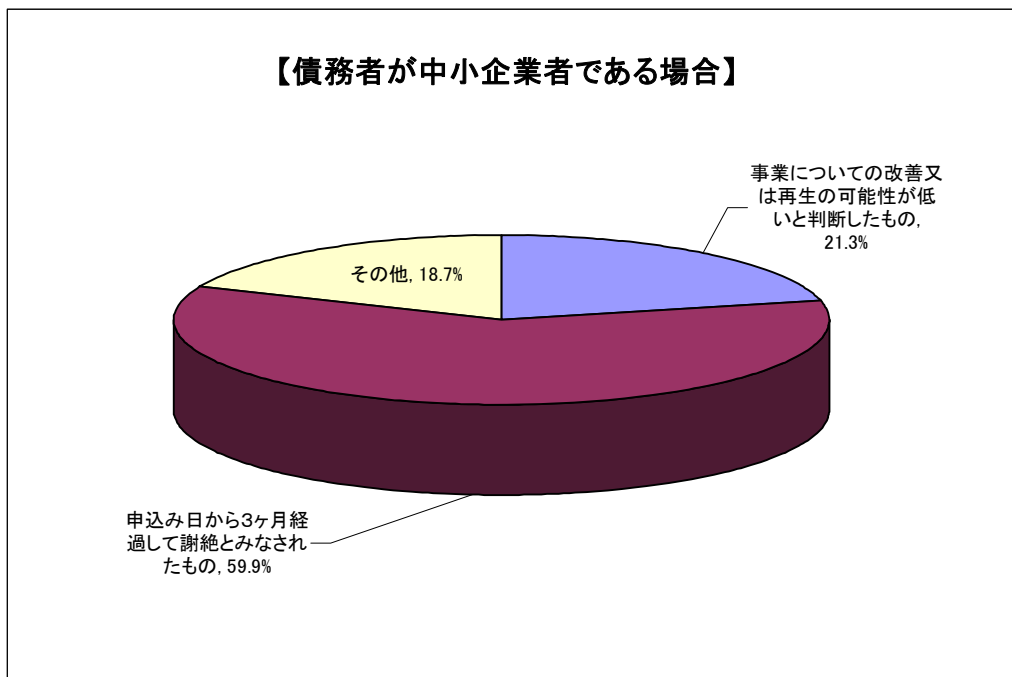
各期間における申込み件数及びその実行件数は、下の棒グラフのとおりです。また、各期間の実行率(実行件数/申込件数)は、下の折れ線グラフのとおりです。



注) 実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出したもの。

4. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。債務者が中小企業者である場合及び債務者が住宅資金借入者である場合の双方において、「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」が多数を占めています。



注)「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」であっても、その後、実行に至った場合には、その時点で「申込み」「実行」に1件ずつ再計上することとされている。